

16.美容医療 契約するなら慎重に！

事例 1 インターネットのアンチエイジングの広告を見て美容外科の無料カウンセリングを予約した。カウンセリングを受けたところ、こめかみに糸を入れてリフトアップする施術を勧められた。今契約するとモニター価格で安くなると説明されクレジットカードの2回払いにした。顔が少し腫れる程度と聞いて施術を受けたが、ひどく腫れてしまい仕事にも行けない。

事例 2 「切らない包茎手術」のインターネット広告を見て美容外科に相談に行くと、「早く手術した方がよい。今日手術を受ければ安くなる。」と強引に勧められ当日に手術をしたが、腫れが引かない。

事例 3 「10 万円の全身医療脱毛」の広告を見て美容外科のクリニックに行ったが、実際は 80 万円の施術を勧められた。解約したい。



消費者庁イラスト集より

警戒ワード「今ならお得！」「今やらないと間に合わない！」



- ・施術前にリスクや副作用の確認をしましょう！
- ・不安をあおられたり、割引のあるモニター契約を勧められても慎重に判断し、その場で契約・施術はしないようにしましょう。
- ・施術後はもとに戻せないこともあります。

美容医療サービス等の自由診療では、医師は施術に伴う副作用や合併症のほか、施術費用及び解約条件、保険診療での実施の可否、効果には個人差があることなどについても丁寧に説明することが求められています。

参考資料 1

・消費者庁、厚生労働省

「確認してください！美容医療を受ける前にもう一度」

